

各市町村 情報政策及び衛生主管部（局） 御中

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

新型コロナウイルスワクチンの接種支援に関する接種者管理データベースについて

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を支援するため、新たに接種者管理のデータベースを整備することを検討しているところです。

これに関しまして、多くの御質問をいただいておりますので、下記1のとおり、Q&A形式で回答を作成いたしました。情報政策部局御担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

また、今後新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を進めていくに当たり、現時点で次のような課題があると認識しています。

- ・ 転入者に対しては新たに接種券（クーポン券）を発行することとなるが、転入者が接種券を紛失等した場合は接種履歴の確認ができず、これを迅速に確認する代替手段がない。
- ・ 住民が接種券（クーポン券）を紛失した場合の再発行や、接種場所において予防接種済証が汚損等で読み取れない場合等は、その場で接種履歴を確認する必要が生じるが、これを迅速に確認する代替手段がない。

上記以外にも接種履歴の迅速な確認が必要となるケースが出てくることは十分に考えられますところ、予見可能な課題に対し、早期に統一的な対策を講じることで、市町村における事務負担を可能な限り軽減したいと考えております。このための手段として接種者管理データベースの整備を検討しているところですが、接種会場における接種券（クーポン券）の情報に係る入力負担の軽減が鍵になります。

このため、接種者管理データベースの検討に当たり、全市町村において検討している接種券（クーポン券）の様式を把握したいと考えております（任意記載事項とされている接種券のバーコードの有無を含めているか等）。つきましては、衛生主管部（局）におかれましては、下記2の依頼事項について、御回答いただくよう御協力お願いします。業務御多忙の中大変お手数ではございますが、趣旨を御理解のうえ御協力をお願いいたします。

なお、接種券（クーポン券）にバーコードを記載しない予定の市町村におかれましても、既に発注済の接種券（クーポン券）をそのまま御使用いただきます。

記

1 接種者管理データベースに関するQ&A

別紙を御確認ください。

2 発注済又は発注予定の接種券の券面の提供依頼

各市町村の発注済又は発注予定の接種券（クーポン券）の券面（画像又はPDF）情報を提供するようにお願いします。

つきましては、調査・照会（一斉調査）システムにより、令和3年2月5日（金）までに、券面情報を御回答いただくよう御協力をお願いします。

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

（眞弓参事官補佐・古田参事官補佐・小泉参事官補佐）

電話番号：03-3581-3484